

3. 「超訳外為法」の関連法令・通達等の注釈

超訳条文	関連法令・通達等
超訳 外為法 第一章 総則 第二章 輸出 第三章 技術提供 第四章 仲介貿易、仲介技術取引 第五章 輸出者等遵守基準 第六章 緊急時の措置 第七章 行政制裁 第八章 行政手続法との関係、不服申立て 第九章 雑則 第十章 罰則	

第一章 総則

(目的)

第1 この法律は、外国貿易、役務取引等の対外取引が自由に行われることを基本とし、これらの取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、これらの対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2 この法律は、「居住者」である法人・個人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてそれらの業務についてした行為にも適用する（国際法の属地主義の例外）。

(定義)

第3 この法律や政省令で用いる用語の定義は次の通り。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び省令で定めるその附属の島をいう（当分の間、北方4島は除く）。

二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「ホワイト国」とは、大量破壊兵器等の拡散防止に関する条約や国際輸出管理レジームに参加しており、大量破壊兵器不拡散政策を厳格に実施している外国であって、政令で定めるものをいう。

※ 2010年7月現在で、欧米、韓国等26カ国。

四 「非ホワイト国」とは、ホワイト国以外の外国をいう。

五 「国連武器禁輸国」とは、国際連合安全保障理事会決議に基づき武器禁輸措置がとられた外国であって、政令で定めるものをいう。

※ 2010年7月現在で10カ国。2010年9月より11カ国。

六 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権が

●[外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令](#)

●[輸出貿易管理令別表第三](#)

●[輸出貿易管理令別表第三の二](#)

あると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

七 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

八 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

九 「輸出」とは、貨物を外国に向けて送り出すことをいい、仮陸揚げ貨物を積み替えて送り出すことを含む。船積み等がされることによって完了する。

※ 関税法の定義（＝通関によって完了）とは異なる。

十 「技術の提供」とは、貨物の設計、製造、使用に必要な情報を外国において、又は非居住者に提供することをいう（具体的には、第11～13に掲げる場合がある）。提供方法は紙文書、USBメモリなどの電子媒体によるものや、技術指導、訓練等によるものを含む。電話、FAX、電子メール、口頭によるものも含む。

2 居住者又は非居住者の区別は、別添の通り（財務大臣通達